

## 議案第129号

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第80号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「当該特例給料月額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該職員が受ける号給の給料月額が特例給料月額を超える場合 当該特例給料月額
- (2) 当該職員が受ける号給の給料月額が特例給料月額以下である場合 当該職員が受ける号給の給料月額

附則第7項中「前項」を「前項第1号」に、「同号」を「附則第5項第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

職員の給料月額の特例措置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第80号）（抄）

附 則

1 - 5 省 略

6 附則第4項に規定する職員が受ける号給の給料月額が同項の規定による給料月額に達した日以後において、当該職員が受ける号給の給料月額を特例条例第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額が特例給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額は、当該特例給料月額とする。  
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

(1) 当該職員が受ける号給の給料月額が特例給料月額を超える場合 当該特例給料月額

(2) 当該職員が受ける号給の給料月額が特例給料月額以下である場合 当該職員が受ける号給の給料月額

7 附則第5項第1号及び前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同号の規定により給料月額が決定される職員については、附則第5項第1号

則第4項の規定による給料月額（第4号に掲げる手当にあっては当該給料月額に給料の調整額（給与条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額をいう。以下同じ。）を加えた額）とし、前項第1号の規定により給料月額が決定される職員については、その者が受ける号給の給料月額（第4号に掲げる手当にあっては当該給料月額に給料の調整額を加えた額）とする。

8 - 14 省 略